

大紀農第1029号
令和7年3月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大紀町長 服部 吉人

市町村名 (市町村コード)	大紀町 (24471)
地域名 (地域内農業集落名)	川口沖・川口垣内・西ノ前 (川口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月13日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大内山川の上流の日照時間の短い山間部で水稻を中心に耕作がされている。

水稻耕作では収支が成り立たず、高齢化、機械の更新を機に離農が進み、獣害対策、水路の維持管理、保全管理も難しくなってきてている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地理的条件で集積化が難しい。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

当地域で確保が困難な場合は、地域外からの受け入れに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後、必要性は増していくと思われるが費用面の心配もあり、利用可能な部分は検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害防護柵を設置しており、維持管理を継続していく。

②労力の軽減を考慮し、保全・管理に務める。